

不育症検査費及び治療費助成事業

不育症とは、2回以上の流産、死産の既往がある場合をいいます。

■対象となる検査及び治療(保険適用外)

検査	子宮形態検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、染色体検査、血液凝固因子検査、その他医師が必要と認める不育症のリスク因子の検査
治療	薬物療法等

※茨城県不育症検査費助成事業の対象となる費用は対象外です。

※入院時食事療養費、差額ベッド代及び文書料など不育症の検査及び治療に直接関係のない費用、医療保険適用の検査及び治療についても助成対象外となります。

■助成額

5万円を上限とする

■助成回数

夫婦1組につき、1回

■対象者 ※次の全ての要件に該当している方が対象です。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)であること。
- (2) 夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が、検査又は治療開始日から申請日現在まで、市内に継続して住民登録をしていること。
- (3) 夫婦双方に市税の滞納が無いこと。
(※夫妻のいずれか一方が市民でない場合は、市民である方の市税の滞納が無いこと。)
- (4) 助成金を受けようとする不育症検査及び不育症治療について、他の助成を受けないこと。

■申請手続き・申請場所

検査又は治療終了後、お早めに必要書類(裏面参照)をそろえて、つくば市役所こども未来センター(つくば市研究学園一丁目1番地1)へ申請してください。

※原則、窓口での申請のみとなります。やむを得ず郵送での申請をご希望の場合は、こども未来センターまでご連絡の上、簡易書留等の送達過程が記録される方法で郵送していただきますようお願いいたします。

■申請受付期間

申請は検査又は治療が終了した年度内に行ってください。

ただし、受診等証明書の発行に時間を要するなど、やむを得ない理由で年度内に申請できない方は、翌年度の7月末日(土日祝祭日を除く)まで申請できます。

■申請に必要なもの

1	<p>つくば市不育症検査費及び不育症治療費助成金交付申請書兼請求書 ※用紙は、市役所こども未来センターにあるほか、つくば市ホームページからダウンロードできます。</p>
2	<p>不育症検査及び不育症治療費受診等証明書 ※医療機関の医師に作成してもらってください。 ※用紙は、市役所こども未来センターにあるほか、つくば市ホームページからダウンロードできます。</p>
3	<p>不育症検査費及び不育症治療費が分かる医療機関発行の領収書・明細書 ※受診等証明書に記載された治療期間内の保険外診療分すべての領収書・明細書のコピーをご持参ください。</p>
4	<p>婚姻している夫婦であること及び住所を証明するもの 例：世帯全員が記載されている住民票の写し(続柄などの記載があるもの) ※申請月のもの。市役所市民窓口課・各窓口センターで発行できます。 ※ご夫婦ともつくば市に住民票がある場合は、<u>つくば市備付けの戸籍、住民基本台帳の照会に関する同意</u>(「つくば市不育症検査費及び不育症治療費助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に署名)をいただくことで、<u>提出を省略することができます。</u>ただし、ご夫婦の一方が市外にお住まいの場合は、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。</p>
5	<p>市税に滞納がないことの証明 ※申請月のもの。ご夫婦各一部必要。市役所納税課・各窓口センターで発行できます。 ※<u>納税状況の照会に関する同意</u>(「つくば市不育症検査費及び不育症治療費助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に署名)をいただくことで、<u>提出を省略できます。</u></p>
6	<p>印鑑</p>
7	<p>振込み先口座が確認できるもの(通帳等)</p>

QRコードを読み取ると、つくば市ホームページの不妊治療費助成事業・不育症助成事業に関するページが開きます。



リーフレットの掲載内容は基本情報ですので、不明な点は下記にお問い合わせください。

【問合せ先】つくば市こども未来センター

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111